

保存版

しゅう がく しょう れい ひ

就学奨励費のしおり



北海道釧路養護学校

とくべつ し えんきょういくしゅうがくしゅうれい ひ 特別支援教育就学奨励費とは？

【就学奨励費の目的】

特別支援学校等へ就学する児童生徒の特別な事情を考慮し、その就学に必要な経費の一部を家庭の経済状況等に応じ、国及び北海道が負担・補助する仕組みです。

保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的としています。

国及び北海道は、関係法令や事務処理等について規定を定め、就学奨励事業を実施しています。

もくてきがい し ょう きん し こうてききゅう ふ 目的外使用の禁止と公的給付

就学奨励費は、特別支援教育の普及奨励を目的に支給されます。

目的外使用は禁止されています。

また、就学奨励費の支給対象の経費であっても、その部分について他からの給付（公的給付）を児童生徒が受給している場合は、就学奨励費は支給されません。

し べん く ぶん 支弁区分について

就学奨励費を申請すると、支弁区分が決められます。

支弁区分は、保護者の世帯の経済的状況（収入・居住地など）や家族構成（年齢・人数など）に応じて決定されます。

収入等の少ない方から、第1区分・第2区分・第3区分の3つに区分され就学奨励費は支弁区分に応じた割合で支給されます。

※詳しくは、**24～25** ページ「Ⅱ 就学奨励費について（2）支弁区分～支給の基準と対象となる方～」をご覧ください。

しゅうがくしゅうれいひ
「就学奨励費のしおり」もくじ

特別支援就学奨励費とは？ 目的外使用の禁止と公的給付 支弁区分について	1 ページ
---	-------

I 就学奨励費の申請・手続きについて

1 提出書類の年間スケジュール	4 ページ
-----------------	-------

2 就学奨励費各種申請について	5 ページ
-----------------	-------

(1) 1年間就学奨励費を受給するために3月に行う申請	
3月に提出する書類について 新入生・転入生	6～7 ページ
3月に提出する書類について 在校生	8～9 ページ
「一部辞退」「辞退」の手続きについて	10 ページ
6月に提出する書類について	11 ページ

【3月に提出書類の記入例】

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書	12 ページ
委任状	13 ページ
口座振替申出書	14 ページ
就学奨励費の口座振替払に使用する 振込用店名・口座番号の確認方法	15 ページ
辞退（一部辞退）届	16 ページ

(2) 交通費（通学・帰省費）の申請	
通学生 自家用車利用の場合	17 ページ
寄宿舎生 自家用車利用の場合	18 ページ

(3) 領収書・レシートを提出する申請	
領収書等の提出が必要な経費について（重要）	19 ページ
①申請が必要な経費	19 ページ
②申請方法	19 ページ
③申請の際に注意すること	20 ページ
④申請から支給までの流れ	20 ページ

～領収書は捨てないでください！！～

領収書等の提出が必要な経費の申請についてのお願ひ	21 ページ
領収書等を発行してもらう際の注意事項	22 ページ
申請書の記入例	23 ページ

2 就学奨励費の各種申請について

就学奨励費はおおまかに次の3点の申請手続きがあります。

- ① 1年間就学奨励費を受給するために行う申請手続き
- ② 交通費（通学・帰省費）の申請手続き
- ③ 領収書・レシート等の証明書の提出が必要な経費を受給するために行う申請手続き

(1) 1年間就学奨励費を受給するために3月に行う申請

新入生・転入生 ⇒ 6ページハ ・ 在校生 ⇒ 8ページハ

保護者の皆さんには、就学奨励費を受給するための申請書類等の提出をしていただきます。

学校から配布されました「令和8年度特別支援教育就学奨励費の申請手続等について」にあります書類一式を記入押印の上、提出期限までに学校へ提出してください。

(2) 交通費（通学費・帰省費）の申請

3月に提出する申請と一緒に「自家用車利用願」等を提出してください。交通費の申請書類は**変更の都度、書類の提出が必要**となりますので、学校（事務室）へ連絡してください。また、公共交通機関等をご利用の際も学校へ連絡してください。

☆次のようなケースが発生したときは届出（申請書の提出）が再度必要です。

- ア. 転居をした場合。
- イ. 通学・帰省の方法を変更した場合。
- ウ. 利用する自家用車を変更した場合。（買い換え等）

そのほかの経費で書類の提出が必要となる場合があります。その際は担当者よりお知らせいたします。

なお、就学奨励費は他の支援・助成制度と重複して支給することはできませんので、通学・帰省時にお住まいの市町村で行われている交通費助成を利用している場合は事務室までお問い合わせください。

記入例 自家用車利用の場合～ 通学生 17ページ ・ 寄宿舎生 18ページ

(3) 領収書・レシートを提出する申請

就学奨励費の中で次の経費は、申請書とレシート・領収書等の提出により支給される経費です。申請については、19ページからをご覧ください。

（限度額があります。詳しくは、36ページからをご覧ください。）

領収書・レシート等の提出が必要な経費

- 「寝具購入費」（新1年生の寄宿舎生対象）
- 「日用品等購入費」（寄宿舎生対象）
- 「学用品・通学用品費等購入費」
- 「新入学児童生徒学用品費・通学用品等購入費」（新1年生のみ対象）

対象となる品目については、41ページより記載されている「対象品目一覧」をご覧ください。

3月に提出する就学奨励費の書類について (新入生・転入生の場合)

就学奨励費の「支弁区分の決定」や「就学奨励費の支給額算定」のため、申請書類一式を3月に提出します。

なお、書類の提出が遅れたり、記入漏れ等があった場合は、支弁区分や支給額が正しく決定できなくなり、事務手続き等が遅れてしまうことがありますのでご協力をお願いします。

〔提出書類について〕

就学奨励費は「申請する」・「(一部) 辞退する」等によって提出書類が変わります。

- 申請する。 ⇒ 7 ページ 『(1) 申請時に提出する書類』へ
- 一部辞退する。 ⇒ 10 ページ 『(2) 受給の一部辞退する場合の提出書類』へ
- 全て辞退する。 ⇒ 10 ページ 『(3) 受給を辞退する場合の提出書類』へ

1. 申請時に提出する書類（新入生・転入生）

提出する書類	提出時の留意事項	記入例掲載ページ
① 収入額・需要額調書	世帯の状況には、前年の12月末日現在の状況を記入します。	12ページ
② 委任状	本校では「学校給食費」「寄宿舍食費」「教科用図書購入費」「ICT機器購入費加算額」を委任会計として取り扱っております。（委任会計の詳細については、「就学奨励費のしおり」の28～30ページをご覧ください。）	13ページ
③ 個人番号届出書（任意）	任意で提出していただく書類です。この書類を提出することによって、6月に必要な「所得課税証明書」の提出を省略することができます。	別紙参照
④ 口座振替払申出書と通帳のコピー	就学奨励費(学校給食費・寄宿舍食費・教科用図書購入費・ICT機器購入費以外)は保護者等名義の口座に振り込まれます。 通帳のコピーは必ず、 <u>金融機関・支店名・口座番号が文字で記載されているページをコピー</u> し、添付してください。	14ページ 15ページ
⑤ 自家用車利用願と車検証のコピー	帰省・通学に自家用車を利用する場合は提出してください。 添付書類として、帰省・通学に利用する車の <u>車検証のコピー</u> を添付してください。	通学生 17ページ 寄宿舍生 18ページ
⑥ 収入状況を確認するための書類	<u>世帯で収入のある方全員の、「令和7年分の源泉徴収票」または「確定申告書」のコピー</u> を提出してください。 なお、年金を受給している方がいる場合は、年金額改定通知書等のコピーを提出してください。 この書類に基づき仮の支弁区分を決定します。	

※ 公共の交通機関等で通学・帰省する場合は事務室まで申し出てください。
生活保護受給証明書については、該当する世帯へ4月以降に通知いたします。

3月に提出する就学奨励費の書類について (在校生の場合)

入学時にも申請書類の手続きを行いました。が、「就学奨励費」は毎年、保護者の就学奨励費受給の意志確認が必要です。そのため、今年度も申請に関する書類一式を提出してください。

また、「支弁区分の決定」や「就学奨励費の支給額算定」を行うため、交通費等に関する書類を提出します。

なお、書類の提出が遅れたり、記入漏れ等があった場合は、支弁区分や支給額が正しく決定できなくなり、事務手続き等が遅れてしまうことがありますのでご協力をお願いします。

〔提出書類について〕

就学奨励費は「申請する」・「(一部) 辞退する」等によって提出書類が変わります。

○申請する。 ⇒ 9 ページ『(1) 申請時に提出する書類』へ

○一部辞退する。 ⇒ 10 ページ『(2) 受給の一部辞退する場合の提出書類』へ

○全て辞退する。 ⇒ 10 ページ『(3) 受給を全て辞退する場合の提出書類』へ

1. 申請時に提出する書類（在校生）

提出する書類	提出時の留意事項	記入例掲載ページ
① 収入額・需要額調書	世帯の状況には、前年の12月末日現在の状況を記入します。	12ページ
② 委任状	本校では「学校給食費」「寄宿舍食費」「教科用図書購入費」「ICT購入機器購入費加算額」を委任会計として取り扱っております。（委任会計の詳細については、「就学奨励費のしおり」の28～30ページをご覧ください。）	13ページ
③ 同意書 （任意）	任意で提出していただく書類です。この書類を提出することによって、6月に必要な「所得課税証明書」の提出を省略することができます。	別紙参照
④ 自家用車利用願と 車検証のコピー	帰省・通学に自家用車を利用する場合は提出してください。 添付書類として、帰省・通学に利用する車の <u>車検証のコピー</u> を添付してください。	通学生 17ページ 寄宿舍生 18ページ
⑤ 収入状況を確認する ための書類	在校生は前年度の支弁区分が仮支弁区分となります。前年と大きな収入の増減がある方は、世帯で所得のある方全員が「源泉徴収票（前年の収入内容のもの）」または「確定申告書（前年の収入について申告したもの）」のコピーを提出してください。 なお、年金を受給されている方がいる場合は、年金額改定通知書等のコピーを提出してください。 この書類に基づき仮の支弁区分を決定します。	

※③同意書について

→前年度と家族構成や住居等に変更がある場合は、個人番号届出書の提出をお願いいたします
生活保護受給証明書については、該当する世帯へ4月以降に通知いたします。

就学奨励費支給口座を変更する場合は、新たに提出していただく書類等ございますので申し出てください。また、公共の交通機関で通学・帰省する場合も事務室まで申し出てください。

2. 受給の一部辞退する場合の提出書類

【1. 申請時に提出する書類】と併せて辞退届を提出してください。

辞退届に保護者氏名等を記入・押印し、辞退の内容について、該当する箇所に○をつけ提出してください。

記入例は、16ページに掲載しておりますので参考にしてください。

3. 受給を全て辞退する場合の提出書類

提出する書類	提出時の留意事項	記入例掲載ページ
① 辞退届	辞退届に、保護者氏名等を記入・押印し、辞退の内容について、「全て辞退します。」に○をつけて提出してください。	16ページ

所得証明書・市町村民税 課税証明書の提出
(個人番号届出書未提出者のみ)

6月以降に「支弁区分」の正式決定のために、所得証明書（道民税・市町村民税証明書）を学校に提出します。

支弁区分について

保護者の世帯の経済的状況や家族構成に応じて計算され、収入等の少ない方から、第1区分・第2区分・第3区分に決定されます。

就学奨励費は、支弁区分に応じた割合で支給されます。

※ 「支弁区分」については、24ページの「Ⅱ 就学奨励費について (2) 支弁区分について～支給の基準と対象となる方～」をご覧ください。

「支弁区分」は世帯全員の前年の所得を元に算出し決定しますので、所得がない場合も証明書の提出が必要です。

就学奨励費を辞退されている場合は提出が不要です。

※ 6月頃に改めて、提出期間・詳細について学校よりお知らせします。
3月の申請時は提出が不要です。

○ 6月中旬以降に提出する書類（個人番号届出書未提出者）

提出する書類	提出時の留意事項
令和8年度（令和7年分） 道民税・市町村民税課税 所得証明書	<p><u>令和7年の1年間の収入に関する証明書</u>です。</p> <p>前年12月末日現在の居住地の市区町村役場の窓口で発行されます。遠隔地より取り寄せる場合はお早めに手続願います。（令和8年6月中旬頃から発行可能となります。）</p> <p>保護者と生計を同一にする家族全員分の証明書を提出してください。<u>未収入の方でも0円の証明が必要</u>です。</p> <p>ただし、乳幼児・小中学生は証明書の提出が不要です。 <u>※高校生以上は必要です!</u></p>

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調

【保護者記載例】

(整理番号) No.

保護者等(申請者)氏名 教育 一郎		住所 北海道札幌市中央区〇条〇丁目		幼児・児童・生徒氏名 教育 次郎	学校名・学部・学年 北海道〇〇〇支援学校 小学部 第1学年	第1類における避減率	都道府県の地区別区分 (I、II、III、IV、V、VI) 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2	学 校 長 承 認				
世帯の収入状況		世帯の状況(前年12月末日現在)			教育扶助基準				生活扶助基準			
収入のある世帯員氏名		生年月日(満年齢)	続柄 (該当に丸を付け、その他は具体的に記載)	在学学校名・学年 (特別支援学級の在籍)	基準額	教材代	学校給食費	通学費	第1類	期末一時扶助費	障害者/母子加算	第2類
所得除前の計	総所得金額☆	教育 一郎	1984年5月3日 (40才)	父・母・本人 祖父母・その他	/	/	/	/	円	円	/	h (基準額)
	退職所得金額	教育 花子	1985年6月4日 (39才)	父・母・本人 祖父母・その他	/	/	/	/			/	i (地区別冬季加算額)
	山林所得金額		年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他	/	/	/	/			/	
	計	A	年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他	/	/	/	/			/	j 生活扶助基準計 (e×通減率、f~iの合計)
所得控除	雑損控除	収入のない世帯員氏名	生年月日(満年齢)	続柄 (該当に丸を付け、その他は具体的に記載)	/	/	/	/			/	
	社会保険料	教育 次郎	2016年4月2日 (6才)	本人	〇〇幼稚園	円	円	円			円	k 住宅扶助基準
	小規模企業共済等掛金控除	教育 桃子	2006年7月5日 (18才)	兄・姉・弟・妹 その他	□□高等学校 3年							
	生命保険料	教育 太郎	2015年8月6日 (7才)	兄・姉・弟・妹 その他	札幌市立△△小学校 1年 (特別支援学級)			〇				l 需要額 (a~d、j、kの合計)
保護者等の方へ		<ul style="list-style-type: none"> 本調書は、特別支援教育就学奨励費の支給を受けるために必要なものです。 学校において、本書の記載内容や所得証明書等を参考に、前年12月末日時点を基準とした計算方法により支弁区分を算定します。 届出時点で生計を一にする者について、裏面の注意事項をご確認のうえ、太枠欄について記入してください。 現在の住所と前年の12月末日の住所が異なる場合は、「住所」欄に()書きで前年の12月31日の住所もあわせて記入してください。 「世帯の状況」欄は、前年12月末日現在の氏名、生年月日及び満年齢、続柄、在学学校名・学年(特別支援学級の在籍)を記入してください。 本調書、裏面に記載の証明書類をそろえ、期限までに学校に提出してください。 										
収入額		$D = \frac{\text{収入額}}{1}$										
前年度支弁区分												
仮支弁区分		a	b	c	d	e	f	g				
特記事項		生活保護受給の有無 (□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無) 個人番号届出書提出の有無 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 □無)										
支弁区分		<input type="checkbox"/> I段階 (令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> II段階 (" 第2号該当) <input type="checkbox"/> III段階 (" 第3号該当)										

(注) 1. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
 2. 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせること。

記入例

整理番号

委 任 状

提出日↓

令和 年 月 日

このたび、北海道釧路養護学校長に対し、令和〇年度特別支援教育就学奨励費のうち、次の経費について、その受領および支払に関することを委任します。

保護者住所 **釧路市〇〇町〇〇番〇〇号**

保護者氏名 **北 太 郎**

学部・学年 **中学 部 3 年**

生徒氏名 **北 一 郎**



記

- 1 学校給食費
- 2 寄宿舎食費
- 3 教科用図書購入費（高等部のみ）
- 4 学用品通学用品購入費（うちICT機器購入費加算額）（高等部のみ）

記入例

口座振替払申出書

提出日の日付を記入してください。

令和 年 月 日

北海道釧路養護学校長 様

アパート名、部屋番号などありましたら記入してください。

学校名	北海道釧路養護学校
生徒氏名	北 一郎

申出者

住所	釧路市〇〇町〇丁目〇番地〇号	
(フリガナ)	キタ タロウ	印
氏名 保護者 口座名義	北 太郎	
電話番号	0123-45-6789	

〇印をつけてください。

私に支払われる就学奨励費について、次の口座に口座振替払するよう申し出ます。
 ※申出区分 **開始**・変更(氏名・金融機関)】 (該当する区分を〇で囲む。)

忘れずに押印してください。

金融機関名、口座番号、店舗コード、
を必ず記入してください。

いずれかに〇をつけてください。

① 銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・漁協の口座を指定する場合

金融機関名	北海道銀行	店舗名	〇〇〇	本店・支店・支所・派出所
金融機関コード		店舗コード		種別コード 1 (普通預金)
口座番号	0 0 1 2 3 4 5			

(例)七五三

② ゆうちょ銀行の口座を指定する場合

金融機関コード	9 9 0 0	(ゆうちょ銀行)	店名		(漢数字3文字)
預金種目コード	1	(普通預金)	口座番号		

ゆうちょ銀行の店名記入は次のページ参考にして記入してください。

金融機関コード、店舗コードを記入してください。

通帳のコピー(金融機関名・支店名・口座番号が確認できるページ)を添付して提出してください。

ゆうちょ銀行に振込を希望される皆様へ

就学奨励費の口座振替払に使用する 振込用の店名・口座番号のご確認方法

通帳に印字してください。

窓口に通帳をご提示ください。
通帳に振込用の店名・口座番号が印字
されます。
(印字がないと振込できません)

※通帳の最初のページをご確認ください。

ご確認ください!

振込用の店名・口座番号で
他の金融機関からお振込を受ける際は

こちらの店名・預金種目・
口座番号を申出書にお書き
ください。

The image shows a page from a Japanese bank passbook (通帳) for the postal bank (ゆうちょ銀行). The page contains the following information:

- 記号 (Code): 11960
- 番号 (Number): 1234561
- おなまえ (Name): 杉知 (Suguchi)
- おとこ (Address): 札幌市〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番地〇号
- 株式会社 ゆうちょ銀行 (Postal Bank)
- 通帳とお届け状とは、裏々に保管してください。
- お届け印 (Delivery stamp) area with a checkered pattern.
- 印刷センター (Print Center) and 印刷済承認済 (Printed and confirmed) stamp.
- ご利用欄 (Usage section) with a table:

ご利用欄	振付 (預金) (送金機能)	確認
	キャッシュサービス 代理人カード サービスサービス	
	定期定期自動引き付け 円信等自動引き付け	

振込 (Transfer) section:

全銀システムによる振込サービス開始後、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください
【店名】一九八 (読み イチキユウハチ)
【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

振込サービス開始後、振付されたり又は送金にあつたときは、着払いカード付で七二一 (0120 794889) 又は各店 (ゆうちょ銀行、郵便局) にお問い合わせください。その際は、通帳の印字番号をお知らせください。おからの印字番号をお知らせください。
この通帳をお取りになるときは、引換えに引付証を必ずお預けください。お預けは振付ください。
通帳は大切に保管してください。

ゆうちょ銀行の記号・番号
就学奨励費の口座振替払では使用
できません。

ゆうちょ銀行に振込を希望する場合、こちらを参考の上ご記入してください。
また、通帳のコピー (店名・口座番号が確認できるページ) を添付して提出してください。

就学奨励費を「辞退」又は「一部辞退」
する際に提出してください。

整理番号

提出日↓

令和 年 月 日

北海道釧路養護学校長 様

保護者住所 ○○市○○町○○番○○号
保護者氏名 北 太 郎 北
学部・学年 中学 部 3 年
児童生徒氏名 北 一 郎

令和○年度 特別支援教育就学奨励費受給辞退届

このことについて、令和○年度特別支援教育就学奨励費について次のとおり受給を
辞退します。

記

1 辞退の内容

全て辞退します。

その他一部辞退します。

- ・ 交通費（通学費）
- ・ 交通費（現場実習交通費）

（辞退する経費名 ○○費 ）

該当する辞退内容に○印を付けます。
その他一部辞退する場合は、辞退する経費名を記入
してください。

※ 辞退の内容について、該当する箇所に○を付けてください。

または、辞退する経費を記入してください。

記入例

通学生 ~通学で自家用車を利用する場合~

通学生用

※自動車検査証・自動車検査証記録事項の写しを一緒に提出。

標準様式5号の2

整理番号

自家用車利用願 (通学費)

身障者手帳・療育手帳の有無について○印を付けてください。

保護者名を記入願います。また、必ず「付添人」名も記入してください。

北海道〇〇養護学校長 様

氏名	本人	北 一郎	身障者手帳	有(1種 1級)・無	療育手帳	有(A・B)・無
	付添人	北 春子		有(種 級)・無		有(A・B)・無
	保護者	北 太郎				

住所 釧路市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号

通学に利用する車の車種・排気量・年式・10・15モード燃費等を車検証等を確認して記入してください。

車種	トヨタ カローラ	燃料の種類	ガソリン 軽油()
駆動方式	2WD 4WD	トランスミッション	オート 10・15モード燃費等が不明な場合は記入不要です。
年式	20年式	12cc当たりの燃費(10・15モードにて記入してください。)*車検証の写しを添付してください。	km

住所から学校までの距離 1日の往復回数

片道 13 km

住所からスクールバス停までの距離 片道 1.5 km

1回

事実の発生年月日は
新1年生:入学式の日付
在校生:始業式の日
を記入してください。

令和 年 月 日

通学時に各市町村で行われている障がい者交通費助成の福祉自動車燃料助成券(ガソリン券・ガソリン料金助成等)の使用状況について(該当するものを○印をつける。)

使用している ・ 使用していない

自家用車を利用する理由 ○〇障害により、交通機関の利用が困難なため。

障害の状況と帰省・通学に自家用車を利用しなければならない理由を具体的に記入してください。

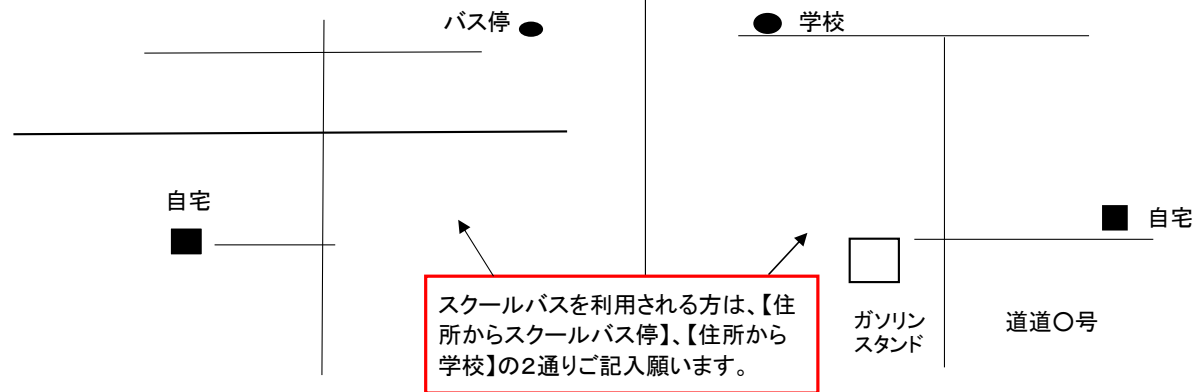
ガソリン券等の使用状況について○をつけてください。

令和 年 月 日

経路の略図 【スクールバス停まで】

【学校まで】

提出月日を記入してください。



通学方法の記入の仕方及び添付書類

- ※ 利用する車の「車検証」のコピーを添付してください。
- ※ 住居、通学方法、経路の変更及び利用する車の変更があった場合は、速やかに届け出てください。

備考

自家用車の利用を認めます。
令和 年 月 日
北海道釧路養護学校校長

この部分は記入不要です

事務長 合議 係

裁欄

記入例

寄宿舎生 ～帰省に自家用車を利用する場合～

寄宿舎生用

※自動車検査証・自動車検査証記録事項の写しを一緒に提出。

標準様式5号の2

整理番号

白家用車利用願（帰省費）				身障者手帳・療育手帳の有無について○印を付けてください。	
保護者名の記入をしてください。また、付添人名も必ず記入してください。		氏名	北 一郎	身障者手帳	有(1種 1級)・無
北海道釧路養護学校長 様		付添人	北 春子	療育手帳	有(A ・ B) ・ 無
帰省に利用する車の車種・排気量・年式等を車検証を確認して記入してください。		保護者	北 太郎	有(種 級) ・ 無	有(A ・ B) ・ 無
住所 〇〇条〇〇丁目〇番地〇号					
通学に利用する車について	車種	トヨタ カローラ	燃料の種類	ガソリン 軽油 ・ ()	
ナンバー	釧路500あ1234	駆動方式	2WD 4WD	トランスミッション	オートマチック マニュアル
排気量	1500 CC	年式	事実の発生日月日は 新1年生:入学式の日付 在校生:4月開舎日 を記入してください。		5モード燃費 車検証の写
住所から学校までの距離		片道 13 km		令和 年 月 日	送迎費用等助成制度の使用状況
帰省時に各市町村で行われている障がい者交通費助成の自動車燃料助成制度(送迎費用助成等)の使用状況について(該当するものを○印をつける。)			使用している ・ 使用していない		
自家用車を利用する理由		〇〇障害により、交通機関の利用が困難なため。			
上記により、自家用車の利用を認めていただきたく、願います。					
経路の略図		障害の状況と帰省・通学に自家用車を利用しなければならない理由を具体的に記入してください。		提出月日を記入してください。	
学校～自宅までの通常利用する最短経路を記入してください。経路は朱書きしてください。					
通学方法の記入の仕方及び添付書類 ※ 利用する車の「車検証」のコピーを添付してください。 ※ 住居から学校までの略図を書き、経路を朱線で記入してください。 ※ 経路は原則として住居と学校との最短距離で普段利用している経路を記入してください。 ※ 行きと帰りで経路が異なる場合は、行きと帰りの両方の経路を記入してください。 ※ 住居、通学方法、経路の変更及び利用する車の変更があった場合は、速やかに届け出てください。					
備考					
自家用車の利用を認めます。		この部分は記入不要です		事務長	協議
令和 年 月 日		北海道釧路養護学校長		係	

領収書等の提出が必要な経費について（重要）

次の就学奨励費の経費は、保護者からの申請書と領収書・レシートの提出が必要です。

① 申請が必要な経費

★ 寝具購入費

寄宿舍居住に伴い通常就寝に必要な寝具（寄宿舍生のみ対象）

新たに寄宿舍に入舎した寄宿舍生や、入舎後3年以上寝具を使用し、破損により使用に支障をきたした寄宿舍生が対象

★ 日用品等購入費

寄宿舍居住に伴い通常必要な日用品など。（寄宿舍生のみ対象）

★ 学用品・通学用品購入費

学用品や通学用品。

★ 新入学児童・生徒学用品等購入費

新入学のための学用品や通学用品。（新1年生のみ対象）

※各経費の該当品目は資料3（41ページ～46ページ）をご覧ください。

② しんせいほうほう 申請方法

①にある経費はいずれも申請方法は同じです。以下、「学用品・通学用品購入費」の申請を例に説明します。

(ア) 学用品等を購入

（4月1日以降に購入したものが就学奨励費の支給対象となります。

申請ができる範囲につきましては、支給対象品目一覧をご覧ください。）



(イ) 「学用品・通学用品購入費申請書」に必要事項を記入。

（請求日・学部・学年・児童等生徒氏名・保護者氏名・支出額・支出項目）



(ウ) 領収書、レシートを所定の欄に貼り付ける。

（購入した品物の名前が具体的にわからない場合は内訳・レシートに直接記入してください。）



(エ) 学校（事務室）に提出。

③ 申請の際に注意すること

(ア) レシート、領収書で具体的に何を購入したのか確認できない場合は、必ず余白に購入した品物等の名前を記入してもらうようにしてください。

また、レシートは切らずにそのまま貼ってください。

(イ) 学用品購入費の対象品目にも通学用品購入費の対象品目にも入っているもの（例：長靴→雨時に通学用靴として使用する場合は通学用品購入費、学校の作業学習で使用する場合は学用品購入費）は用途も記入してください。

(ウ) 電子マネー（WAON、nanacoなど）、商品券、現金、クレジットカードでの支払は就学奨励費の対象となります。ただし、地域振興券などの「10,000円分の購入により11,000円分の支払が可能」といったような、額どおりの負担が生じていないものは対象外となります。

(エ) ポイント、割引券等を利用して購入している場合には、それらの利用分は支給対象外です。（合計額からそれらを利用して支払った金額を引いた額が奨励費の支給対象額となります。）

(オ) 申請する予定の品物を購入される際には、可能な限りご自宅用の買い物とは分けて購入するようお願いします。

(カ) 領収書、レシートを貼るときには、なるべく「のり（糊）」をご使用ください。（セロハンテープを使うと、領収書、レシートの文字に重なった場合、文字が消えてしまい必要事項が確認できない場合があります。その場合、奨励費の支給ができなくなることがあります。）

(キ) 申請書が足りない場合は、事務室へご連絡ください。用紙をお渡しします。
※申請書をコピーして使用してもかまいません。

④ 申請から支給までの流れ

学校は書類を受付後、申請書の内容を確認します。その後、釧路教育局・釧路総合振興局の支出審査を受け、保護者の方の申し出のあった金融機関の口座へ支給となります。

第1区分は認定額の全額、第2区分は認定額の半額を限度額の範囲内で支給します。
(※第2区分の方は、1,000円分の申請をすると半額の500円が支給されます。)

なお、就学奨励費では、4月1日以降に購入した品物については支給対象になりますが、それ以前に購入した品物は対象外ですのでご注意ください。

(ただし、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費のみ（新1年生対象）3月購入したものは支給対象になります)

～ 領収書は捨てないでください！！ ～

領収書等の提出が必要な経費の申請についてお願い

学用品等の経費対象となる品物（就学奨励費のしおり 41 ページ～46 ページの資料3 参照）を購入したときは次の点にご注意ください。

注意1 レシート・領収書等は必ず保管しましょう。

➡ レシート・領収書等の証明書類がないと経費は支給されません。

注意2 レシート・領収書等に購入した品物名・使用目的をメモしておきましょう。

➡ 申請する時、経費の申請書にどの領収書を添付すれば良いか、わかりやすいです。

例えば・・・申請書を作成するとき・・・

レシートに、「シューズ 2,000 円」と印字されている。
たしか、学校で使うために買ったものだったけど、なんだったかな？
もう3ヶ月もたってわからなくなってしまった・・・

とならないように・・・

購入したその日のうちに、📝メモしておきましょう！すると・・・

「シューズ 2,000 円、えーっと、これは学校用の上靴」の領収書。
これは、「学用品・通学用品購入費」で申請しよう！

となります。面倒に思えますが、申請する時にわかりやすいです！

そのほか、寄宿舍用、作業学習用、体育の授業用などが考えられますのでメモをしましょう。あくまでも、学校での勉強・通学に必要なもの並びに寄宿舍生活に必要なものが対象ですので、日常家庭生活で使用するものと混同しないようにしましょう。

注意3 領収書等購入した金額の内訳(内容・金額)を明確にしておきましょう。

➡ 奨励費の支出経費・購入した品物・金額が確認できないため、支給できない場合がありますのでご注意ください。

例えば・・・

一緒に多数の物品を購入した場合。
但し書きに「日用品代」「下着代」「洗剤代」等としか記載されていない領収書

※購入した内訳が分かるものと領収書を一緒に「保管する」か「内訳を記入」してもらいましょう。

☆ 領収書を発行してもらう際の注意事項 ☆

保護者名を記入してもらってください。

領収書

北 太郎 様

金額 700 円

但し ノート2点、鉛筆3点の代金と

上記金額を領収しました。
令和〇〇年4月15日

(有) 釧路商店 代表取締役 釧路 大 印

購入した品物のすべての内訳を具体的に記入してもらってください。

レシートについても、添付してください。

(有) 釧路商店
釧路市暁町2番
0154-61-XXXX
令和〇〇年〇月〇日

ノート	¥200
ノート	¥200
鉛筆	¥100
鉛筆	¥100
鉛筆	¥100
合計	¥700
お預かり	¥1000
お釣り	¥300

4月1日以降購入分だけが対象となります。

領収印を必ず押印してもらってください。

☆ 領収書に不備がある場合、経費が支給できませんので、ご確認ください ☆

- 1 児童生徒の障害に応じた品目でない物は支給対象とはなりません。
- 2 「領収書」ではなく「レシート」である場合
→ 購入した品物がわかるようにしてください。
- 3 購入したものが不明確である場合（例：品代、日用品代としか記載されていない）
→ 何を購入したのか、具体的な内訳をお店で記入してもらうか、もしくは、余白に購入した品物を記入してください。
- 4 購入したものが明らかに生徒以外のものである場合
→ 男子生徒なのに女性用衣類を購入している場合は支給できません。
（サイズ等の購入理由がある場合は、支給対象）
- 5 支給品目が該当項目ではない場合
→ 資料3（41～46ページ）、資料4（47～51ページ）を参考の上、各経費に該当するものを申請してください。
- 6 購入月日が妥当ではない、または不明瞭である場合
→ 原則として、令和6年4月1日以降に購入したものが対象となります。

申請書の記入例

他の経費も同様に記入し、申請してください。

No. _____

令和〇年度 学用品・通学用品購入費申請書

×年 4月 ×日

北海道釧路養護学校長 様

学 部 小学部 ・ 中学部 ・ 高等部

学 年 3年

生徒等氏名 北 一郎

保護者等氏名 北 太郎

私は、学用品・通学用品購入のため、次の金額を支出したので、領収書またはレシートを添えて次のとおり申請します。

1 支出額 一金 2,300 円

支出項目

購入した学用品等の口欄に、チェック（レ）を記入してください。

(ア) 学用品購入費

- ノート、筆記用具等
- 副読本、練習帳、辞典類
- 実験、実習用の材料、作業着等
- 体育用品（運動靴、ジャージ等）
- その他（具体的に： _____）

(イ) 通学用品購入費

- 例：靴、手袋、リュックサック
- （購入品記入 _____）

(ウ) ICT機器購入加算額（高等部のみ）

例：フィルム、修理代

品名（ _____）

3 領収書等貼付
(申請書の裏面に貼付してください)

<p>領 収 書</p> <p>〇 〇 様</p> <p>金額 2,300円</p> <p>ただし ノート、鉛筆代として 上記金額正に領収しました。</p> <p>令和〇年4月3日</p> <p>〇〇商店 印</p>

※下記は記入しないでください。

支 弁 区 分	限度額(残額)	認定額
1・2	円	円

- ・ 申請する経費の領収書・レシートを添付してください。(切らないでそのまま添付)
- ・ 領収書に内訳が記入されていない場合は、余白に用途を記入してください。
例：体育用、作業学習用 など
- ・ 支給対象外の物が含まれる場合は、支給対象の品物にマーカー等で印を付けるか、鉛筆で〇印を付けてください。
- ・ 領収書等は4月1日以降のものを添付してください。(新入学児童・生徒学用品等購入費は除く)
- ・ 領収書・レシートは裏面に貼付願います。

Ⅱ 就学奨励費について

1 特別支援教育就学奨励費（就学奨励費）の目的

特別支援学校等へ就学する児童生徒の特別な事情を考慮し、その就学に必要な経費の一部を家庭の経済状況等に応じ、国及び北海道が負担・補助する仕組みです。保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的としています。

国及び北海道は、関係法令や事務処理等について規定を定め、就学奨励事業を実施しています。

(1) 支給になる経費

給食費、教科書購入費、学用品等購入費、修学旅行費、寄宿舎居住費（寝具購入費、日用品等購入費、食費）、寄宿舎からの帰省費などがあります。

学部・学科・学年等により対象となる経費が異なります。

※詳しくは資料1（**31**ページ～**35**ページ）をご覧ください。

(2) 支弁区分について～支給の基準と対象となる方～

就学奨励費は、年間限度額の範囲内で保護者等が負担した実費に基づき、「支弁区分」に応じた割合で支給されます。

支弁区分は、保護者の世帯の経済的状況（収入・居住地など）、家族構成（年齢など）に応じて決定され、収入等の少ない方から、第1区分・第2区分・第3区分の3つに区分されます。

各支弁区分の決定基準と支給割合は次のとおりですが、経費によって異なります。

支弁区分	支弁区分の決定基準	支給割合(原則)	備考
第1区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の 1.5倍未満 または生活保護を受給している場合	支給限度額の範囲内で実費の全額	生活保護費受給の場合は調整の上支給します
第2区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の 1.5倍以上2.5倍未満	支給限度額の範囲内で実費の半額	一部経費は支給割合が異なります
第3区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の 2.5倍以上 または就学奨励費の一部の受給を 辞退 する場合	原則、支給はありません ※経費により支給になる場合があります。	一部経費は支給割合が異なります

※児童福祉施設等に入所して措置費・療育の給付を受けている場合は、原則として就学奨励費は支給されません。

※ 世帯の収入月額～原則として前年の家族全員の収入の合計に基づき決定します。

支弁区分決定のためには、「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」と世帯全員の収入状況を証明する書類（市町村・道民税証明書等）が必要です。

この調書等により、北海道教育委員会の委任を受けた校長が支弁区分を決定します。

☆例（モデルケース）

家族構成（前年の12月31日現在）

父	43歳	会社員
母	42歳	パート
生徒（本人）	15歳	特別支援学校中学部3年
弟	12歳	小学6年生

生活保護基準需要額 245,229円 とします。

※ この生活保護基準需要額は、世帯の人数、年齢構成、居住の市町村等で金額が変わります。

年間所得 ※1 (世帯全員の収入の合計)	所得控除 ※2	収入額 年間所得－所得控除／12	収入額／需要額 (決定基準)	支弁 区分
400万円	610千円	282,500円	1.15倍	1区分
600万円	896千円	425,333円	1.73倍	2区分
900万円	1,217千円	648,583円	2.64倍	3区分

※1 「年間所得」とは、市・道民税証明書で証明されている所得額です。

※2 「所得控除」は市・道民税証明書で証明されている控除の社会保険料、生命保険料・地震保険料です。

(3) 申請（手続き）について

就学奨励費の受給を希望される場合は、年度ごとに校長に対し経費の受給の申請が必要ですので、毎年、「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調査」等の書類を提出してください。

また、就学奨励費は実費に基づき算定し支給されます。そのため、保護者は実費を校長へ申請する必要があります。（一部経費については、保護者による実費の申請が不要です。）

保護者の申請がなければ、支給対象となる経費であっても就学奨励費は支給できません。

受給を希望される場合は、必ず受給の申請（3月にする手続き）と実費の申請（領収書等を提出する手続き）をしてください。

申請手続きについては、5ページからの「就学奨励費の各種申請について」をご覧ください。なお、就学奨励費は、経費の全部または一部の受給を辞退することができます。

(4) 支給の時期 ～いつから支給されますか？～

原則として就学奨励費は、**全校生徒の支弁区分が決定してから支給**されます。

支弁区分は市町村で発行される所得証明書(市町村・道民税証明書)、個人番号(マイナンバー)に基づいて決定されるため、支弁区分が決定するまでの期間は就学奨励費の支給を一時保留することになります。

なお、仮の支弁区分の期間又は実費を確認する前に概算額で支給した場合は、後日、すでに支給された額と確定した額との精算(追給・返納)が必要となります。

※詳しくは27ページをご覧ください。

(5) 支給の方法 ～どのような方法で支給されますか？～

保護者からの申し出により、口座振替により支給します。

口座振替に利用できるのは、金融機関等の預金口座です。

口座振替の場合、支給予定日に金融機関での手続きを行うため、実際に保護者の口座へ入金されるまで日数がかかることがあります。

なお、申出口座の銀行・支店・口座番号等が統合などの理由で変更となる場合は、就学奨励費が振替出来ないケースも起こりますので、必ず事務室へ連絡してください。

(6) 目的外使用の禁止と公的給付

就学奨励費は、特別支援教育の普及奨励を目的に支給されます。

目的外使用は禁止されています。

また、就学奨励費の支給対象の経費であっても、その部分について他からの給付（公的給付）を児童生徒が受給している場合は、就学奨励費は支給されませんので学校へ申し出てください。

2 仮支弁区分（^{かりしべんくぶん}支弁区分が^き決まるまで）について

4月当初は、前年分の所得証明書（6月中旬頃発行可能）がまだ発行されていません。また、個人番号により得られる課税情報等が届いておりませんので支弁区分を決定することはできません。

原則として、支弁区分が決定されるまでは、就学奨励費の支給を保留することになりますが、学校給食費等いくつかの経費については、仮支弁区分を決定し、4月から先行して就学奨励費を支給します。

仮支弁区分は、在校生については前年度の支弁区分を、新入生については収入状況を確認するための書類（3月提出）を参考に決まります。

所得証明書により正式決定した支弁区分が仮支弁区分と異なる場合、つまり「支弁区分の変更」があった場合は、仮支弁区分ですでに支給した額と、正式に決定された支弁区分で本来支給すべき額との間に差額が生じますので、その差額の精算が必要になります。

例1 （仮）第1区分から（正）第2区分に支弁区分が変更

仮支弁区分ですでに支給した額が本来支給すべき金額を超えているので、その差額を返納（返金）していただきます。

例2 （仮）第2区分から（正）第1区分に支弁区分が変更

仮支弁区分ですでに支給した額が本来支給すべき金額に満たないので、その差額を追加して支給します。

本校では、4～7月は給食費及び寄宿舎食費、通学費、帰省費を支給していますので、精算行為が発生するのは8月からとなります。

3 就学奨励費の^{せいざん}精算（^{へんのう}返納・^{ついきゆう}追給）について

次の場合はすでに支給した就学奨励費と本来支給すべき金額との差額の精算が必要となります。

（1）年度途中で転入した場合。（「学用品・通学用品等購入費」「日用品購入費」）

年間支給限度額を12で割り、在籍した月数に応じて限度額を計算します。

（2）北海道教育委員会より通知される年間支給限度額（6月頃通知予定）が、前年度から変更されており、支弁区分決定前に支払われた経費がある場合。

（例：見学旅行・宿泊研修で支払われた経費など）

就学奨励費の年間支給限度額および支給割合は、その年の6月頃に北海道教育委員会より通知されます。したがって、通知以前に就学奨励費を支給する際は、前年度の限度額等を参考に支給額を算定します。通知された限度額等が前年度と異なっていた場合は、その差額について返納が必要となります。

なお、精算が必要となった場合には、別途、学校よりお知らせします。

4 校長への受領等の委任（委任会計）について

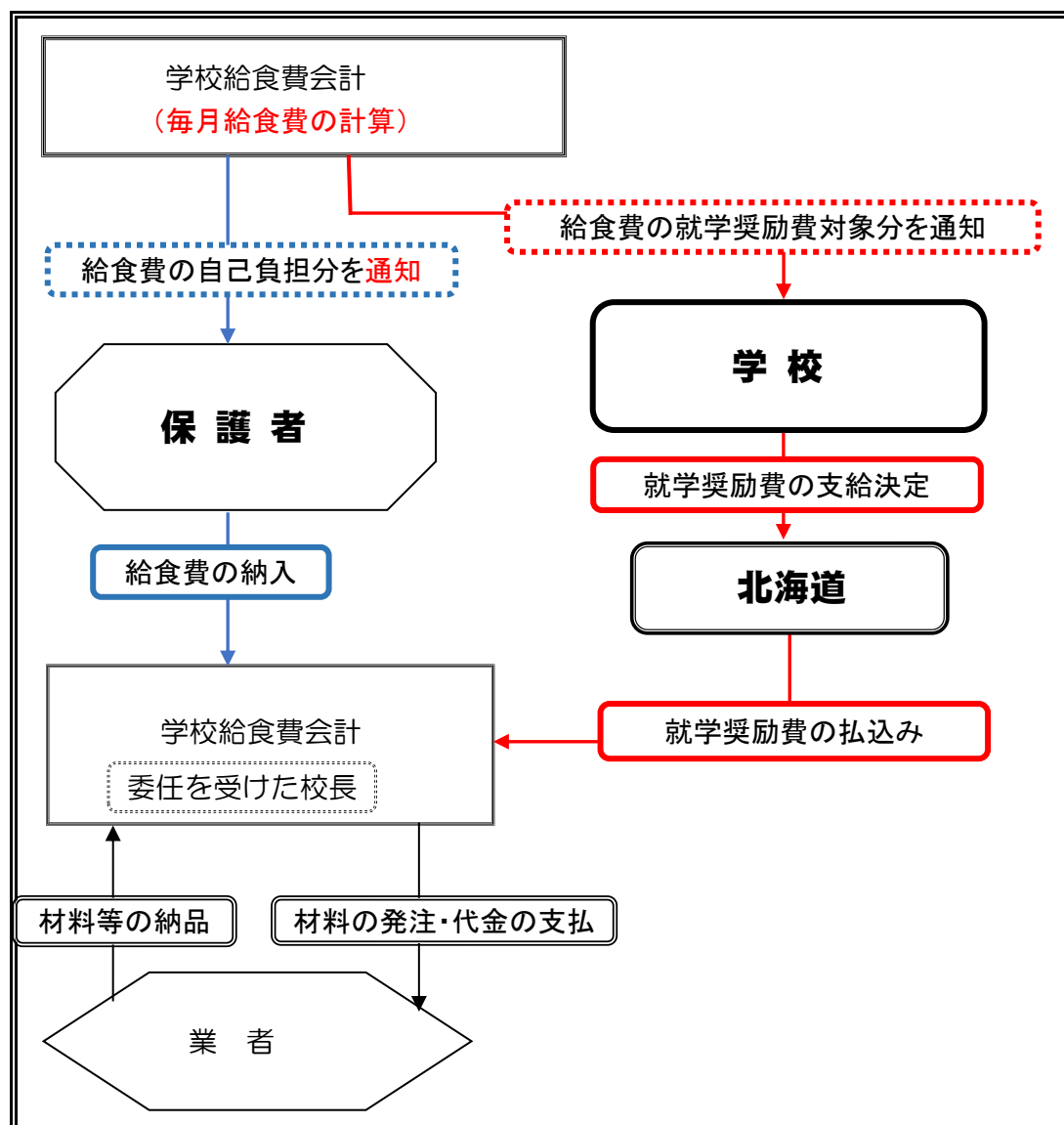
本校では「学校給食費」「寄宿舍食費」「教科用図書購入費」「学用品購入費（ICT機器購入費）」を保護者の皆様の負担を軽減するため、委任会計として取り扱っています。

就学奨励費は、本人への支給が原則となっていますが、「委任会計」では、委任を受けた校長がこれらの経費を保護者の皆様に代わって受領します。

保護者の皆様は、自己負担分のみを諸会費等とともに納入することとなり負担が軽減される仕組みとなっています。

「委任会計」の趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

(1) 委任会計の流れ（「学校給食費」の例）



(2) 就学奨励費の支給額と保護者（自己）負担額について

「委任会計」の就学奨励費と保護者（自己）負担額は次のとおりです。

①学校給食費・寄宿舍食費

・第1区分

「学校給食費」「寄宿舍食費」は、全額が就学奨励費の支給対象です。
委任を受けた校長が代理受領しますので、保護者の方の口座へは入金されません。

・第2区分

「学校給食費」「寄宿舍食費」は、半額が就学奨励費の支給対象です。
支給される就学奨励費は、第1区分同様、校長が代理受領します。
残りの半額は、保護者負担となります。

※例えば、学校給食費の1食（1日）300円とした場合、
半額の150円が就学奨励費から支給され、残り半額の150円が保護者負担となります。

・第3区分と就学奨励費辞退者

就学奨励費の支給対象とならないため、全額保護者負担となります。

※例えば、学校給食では、1食（1日）300円とした場合、全額保護者負担となります。

※寄宿舍食費については、年間支給限度額があるため、限度額を超えた分は
支弁区分関係なく全額保護者（自己）負担となります。

②教科用図書購入費（高等部のみ）

・第1区分・第2区分・第3区分

教科用図書の購入代金が支給対象です。

※ ただし知的障害養護学校の保健体育の教科書代金は就学奨励費の対象外
のため保護者負担です。

委任を受けた校長が代理受領しますので、保護者の方の口座へは入金されません。

③学用品購入費（ICT機器購入費、高等部のみ）

・第1区分・第2区分・第3区分

ICT機器の購入代金が支給対象です。

委任を受けた校長が代理受領しますので、保護者の方の口座へは入金されません。

・就学奨励費の全部の受給辞退者

教科用図書の購入代金・ICT機器の購入代金は、全額保護者（自己）
負担となります。

5 学校給食費及び寄宿舍食費

(1) 欠食について

学校給食、寄宿舍給食ともに欠食日の10日前(平日のみ起算)までとし、締切日までに欠食届を提出していない場合は、給食費をお支払いただきます。

(2) 寄宿舍食費の保護者負担について

寄宿舍食費には、支給限度額が設けられており、限度額を超えた分は、保護者等の負担となりますのでご了承ください。負担額が生じた場合の納入方法は別途通知します。

※なお、就学奨励費と保護者（自己）負担額について、**33**ページに記載しています。

就学奨励費が支給となる経費

就学奨励費の対象は次のような経費があります。

決定された支弁区分や学部・学年により対象となる経費は異なります。

詳しい経費の説明・算出等については資料2「特別支援教育就学奨励費の支給対象経費と割合等について」(36ページ～40ページ)をご覧ください。

① 教科用図書購入費～教科書代～

正規の手続きにより採択された教科ごとに各1種類の教科書の費用が対象となります。

(知的障害養護学校の保健体育の教科書は含まれません。)

○支給対象：高等部・専攻科

○支給割合：1区分・2区分・3区分～実費

② 学校給食費～給食費～

保護者が負担する学校給食費の金額

○支給対象：幼稚部・小学部・中学部・高等部・専攻科

○支給割合：1区分～実費、2区分～実費の半額

③ 通学費 本人(児童生徒)

児童生徒が特別支援学校へ通学するためにかかる経費。

○支給対象：幼稚部・小学部・中学部・高等部・専攻科

○支給割合：幼稚部・小学部・中学部・高等部の1区分・2区分・3区分～実費
専攻科の1区分～実費、2区分～実費の半額

④ 通学費 付添人(保護者)

保護者が児童生徒の通学に自宅から学校まで付添いにかかる交通費。

○支給対象：幼稚部・小学部1年生から3年生までの児童の保護者

小学部4年から専攻科まで肢体不自由養護学校の児童生徒の保護者

小学部4年から専攻科までの肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒の保護者

○支給割合：幼稚部・小学部・中学部・高等部の1区分・2区分・3区分～実費

専攻科の1区分～実費、2区分～実費の半額

⑤ ^{きせいひ} 帰省費 ^{ほんにん} 本人 (^{じどうせいと} 児童生徒)

寄宿舎に居住する児童生徒が、自宅へ帰省する際にかかる交通費。
年間39往復以内。

○支給対象：幼稚部・小学部・中学部・高等部・専攻科

○支給割合：幼稚部・小学部・中学部・高等部の1区分・2区分・3区分～実費
専攻科の1区分～実費、2区分～実費の半額

⑥ ^{きせいひ} 帰省費 ^{つきそいにん} 付添人 (^{ほごしや} 保護者)

寄宿舎に居住する児童生徒が自宅へ帰省する際に保護者が付添う時に要する交通費。
支給限度回数は年間39往復以内。

○支給対象：幼稚部・小学部・中学部の児童生徒の保護者
肢体不自由養護学校高等部及び専攻科の生徒の保護者
肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の
高等部、専攻科の生徒の保護者

○支給割合：幼稚部・小学部・中学部・高等部の1区分・2区分・3区分～実費
専攻科の1区分～実費、2区分～実費の半額

⑦ ^{げんばじっしゅうこうつうひ} 現場実習交通費 ^{ほんにん} 本人 (^{せいと} 生徒)

教育計画に基づき、生徒が教師の指導の下に学校以外の事業所等で、職業教育のため
現場（職場）実習に参加する場合にかかる交通費。

○支給対象：中学部・高等部・専攻科の生徒

○支給割合：中学部・高等部の1区分・2区分～実費 3区分～実費の半額
専攻科の1区分～実費 2区分～実費の半額

⑧ ^{こうりゅうがくしゅうこうつうひ} 交流学习交通費 ^{ほんにん} 本人 (^{せいと} 生徒)

学校教育の一環として、交流学习に参加する場合の交通費。

○支給対象：幼稚部・小学部・中学部・高等部

○支給割合：幼稚部・小学部・中学部・高等部の1区分・2区分～実費 3区分～実費の半額

⑨ ^{しんぐこうにゆうひ} 寝具購入費 (^{きしゆくしやきよじゆう} 寄宿舎居住に伴う経費) 【限度額あり】

寄宿舎で生活するために通常必要とする寝具（布団・毛布・敷布・枕・枕カバー）
購入の費用。新たに入舎する時および3年以上使用し破損等により使用に支障があるもの。
支給限度額があり、各学部ごとに違います。

○支給対象：幼稚部・小学部・中学部・高等部

○支給割合：1区分～実費 2区分～実費の半額

☆支給対象品については41ページをご覧ください。

⑩ ^{にちようひんとうこうにゆうひ} 日用品等購入費 【限度額あり】

寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品等購入の額。
洗面用品・下着類・保健衛生用品・生活必需品等
※支給限度額があり、各学部ごとに違います。
○支給対象：幼稚部・小学部・中学部・高等部・専攻科
○支給割合：1区分～実費 2区分～実費の半額
☆支給対象品については41～42ページをご覧ください。

⑪ ^{しょくひ} 食費 【限度額あり】

寄宿舎で通常支給する1日3回の食事に要する経費。
※支給限度額があり、各学部ごとに違います。
○支給対象：幼稚部・小学部・中学部・高等部・専攻科
○支給割合：1区分～実費 2区分～実費の半額

⑫ ^{しゅうがくりようひ} 修学旅行費 ^{ほんにん} 本人 ^{じどうせいと} (児童生徒) 【限度額あり】

小・中・高で各1回参加する修学旅行に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料等の額。
均一に負担する場合の記念写真代・医薬品代・旅行損害保険料等も含まれます。
※支給限度額があり、各学部ごとに違います。
○支給対象：小学部・中学部・高等部
○支給割合：1区分～実費 2区分～実費の半額

⑬ ^{しゅうがくりようひ} 修学旅行費 ^{つきそいにん} 付添人 ^{ほごしや} (保護者) 【限度額あり】

学校長の要請により修学旅行に付添う保護者の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料等の額
※対象経費は修学旅行の本人経費に準じます。なお支給限度額があり各学部ごとに違います。
○支給対象：肢体不自由養護学校の児童生徒の保護者
肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の保護者
○支給割合：1区分～実費、2区分～実費の半額

⑭ ^{こうがいかつどうとうさんかひ} 校外活動等参加費 ^{ほんにん} 本人 ^{じどうせいと} (児童生徒) 【限度額あり】

(ア) ^{こうがいかつどう} 校外活動費

教育課程の一環として、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費・見学料の額。

(イ) ^{しゆくはくせいかつがくしゅう} 宿泊生活学習費

学校行事として実施される宿泊生活学習に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。
※支給限度額があり、各学部ごとに違います。
○支給対象：幼稚部・小学部・中学部・高等部
○支弁区分：1区分～実費 2区分～実費の半額

⑮ ^{こうがいかつどうとうさん か} 校外活動等参加費 ^{つきそいにん ほごしや} (付添人・保護者分) 【限度額あり】

(ア) ^{こうがいかつどう} 校外活動費

教育計画上、保護者参加の活動である場合や教育課程の一環として、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事に学校長の要請で、活動に参加する児童生徒の付添いに直接必要な交通費・見学料の額。

(イ) ^{しゆくはくせいかつがくしゆう} 宿泊生活学習費

学校長の要請により宿泊学習に付添う保護者経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料等の額。

※支給限度額があり各学部ごとに違います。

○支給対象：幼稚部・小学部 1 年生から 3 年生までの児童の保護者

小学部 4 年から高等部まで肢体不自由養護学校の児童生徒の保護者

小学部 4 年から高等部までの肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒の保護者

○支給割合：1 区分～実費 2 区分～実費の半額

⑯ ^{げんばじつしゆうしゆくはくひ} 現場実習 宿泊費 【限度額あり】

生徒が教師の指導の下に学校外の事業所等において、職業教育のための現場（職場）実習に参加する場合の宿泊費の額。

※支給限度額があり、各学部ごとに違います。

○支給対象：高等部・専攻科

○支給割合：1 区分～実費 2 区分～実費の半額

⑰ ^{がくようひん つうがくようひんこうにゆうひ} 学用品・通学用品購入費 【限度額あり】

学校生活及び通学のために必要なための学用品・通学用品で保護者が負担した経費。領収書またはレシートの提出が必要です。

限度額は各学部ごとに違いますのでご注意ください。

☆限度額は 37～39 ページで在学する学部をご覧ください
経費は次のとおりです。

(ア) ^{がくようひんこうにゆうひ} 学用品購入費

児童生徒が通常学校生活・学習で必要とする学用品購入の額。

ノート、筆記用具等、副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴
実験・実習用材料、作業衣等。

☆ 該当品目については 43～44 ページをご覧ください。

※原則として、出席日数がない場合は支給できません。

○支給対象：幼稚部・小学部・中学部・高等部

○支給割合：1 区分～実費、2 区分～実費の半額

つうがくようひんこうにゆう ひ
(イ) 通学用品購入費

児童生徒が通学のため通常必要とする通学用品購入の額。
靴（夏靴・冬靴・長靴等）、雨具（雨傘・雨合羽・雨靴等）
服飾小物類（手袋・マフラー・帽子等）、コート・ジャンパー等
の上着類

☆該当品目については 44 ページをご覧ください。

※通学の実態がない場合は支給できません。

○支給対象：幼稚部・小学部・中学部・高等部

○支給割合：1 区分～実費 2 区分～実費の半額

あいしいてい き き こうにゆうかさんがく
☆ ICT 機器購入加算額 【限度額あり】

高等部入学時、学校が学用品として ICT 機器を必要と認め購入した場合、学用品・通学用品購入費の限度額に加算されます。

※日常生活上使用する機器は支給対象となりません。

限度額は、39 ページをご覧ください。

○支給対象：高等部

○支給割合：1 区分・2 区分・3 区分～実費

かくだいきようざい ひ
★ 拡大教材費

弱視の小学部・中学部の児童生徒が学校が認めた授業において副教材として使用する拡大教材購入費の費用です。

○支給対象：小学部・中学部

○支給割合：1 区分～実費 2 区分～実費の半額

しんにゆうがく じ どうせい と がくようひん つうがくようひんこうにゆう ひ
⑱ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 【限度額あり】

入学するにあたって児童生徒等が通常必要とする学用品・通学用品購入の額。

制服・通学用品（カバン・ランドセル・手提げ袋等）、学用品購入費に例示する学用品で新入学に当たって必要なもの。

☆該当品目については 45～46 ページをご覧ください。

限度額は各学部ごとに違いますのでご注意ください。

☆限度額は 37～39 ページで在学する学部をご覧ください。

○支給対象：小学部 1 年生・中学部 1 年生・高等部 1 年生で 4 月に就学した生徒。

○支弁区分：1 区分～実費 2 区分～実費の半額

⑲ オンライン学習通信費 【限度額あり】

児童生徒が家庭で、学校が採用したオンライン学習を行う際に保護者が負担する通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入またはレンタルに係る費用）

○支給対象：臨時休校等で家庭でオンライン学習をしている生徒

○支弁区分：1 区分

特別支援教育就学奨励費の支給対象経費と割合等について

支給限度額等は6月頃に北海道教育委員会より学校長へ通知されます。

支弁区分決定とあわせて、学校より決定した支給限度額をお知らせしますので、次の一覧（予定限度額）を参考としてください。

なお一覧の支給限度額は、1年間在籍・在舎した場合の額ですので、「学用品・通学用品購入費」「日用品等購入費」につきましては、年度途中で転出・退学・転入等により在籍しない期間があった場合、支給限度額を月割計算します。

<月割計算による支給限度額の計算式>

$$\text{年間支給限度額} \times 1/12 \times \text{在籍した月数(円未満切捨)}$$

○ 令和8年度 予定限度額一覧

小学部	・・・	37 ページ
中学部	・・・	38 ページ
高等部	・・・	39 ページ

- 学校生活における就学奨励費の支給対象となる行事・物品等一覧
・・・ 40ページ

【小学部・支給割合限度額一覧】

参考

	学部 支弁区 分	支給割合・限度額			経費の内容	学年						
		1区分	2区分	3区分		1	2	3	4	5	6	
② 学校給食費		実費	実費の半額		保護者が負担する学校給食費の額	○	○	○	○	○	○	
交 通 費	③ 本人 通学費	実費	実費	実費	もっとも経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通費の額。公共交通機関の場合、身体障害者手帳等による割引等利用後の定期乗車券の額が基本だが、プリペイドカード等より安価な方法で支給する場合もある。自家用車の場合、1日当たりの経費に出席日数を乗じる。	○	○	○	○	○	○	
		④ 付添人	実費	実費	実費	小1～3までの児童、小4～高等部までの肢体不自由養護学校の児童生徒、小4～高等部までの肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が通学する場合の付添人の交通費の額。（通学費本人経費と同様に算出する。）	○	○	○	○	○	
	⑤ 本人 帰省費	実費	実費	実費	寄宿舎居住の児童等が、最も経済的な通常の経路および方法により帰省する場合の交通費の額。公共交通機関の場合、身体障害者手帳等による割引等利用後の額。自家用車の場合、1回当たりの経費に帰省回数を乗じる。年間39往復。	○	○	○	○	○	○	
		⑥ 付添人	実費	実費	実費	小学部・中学部の児童生徒、および肢体不自由養護学校高等部の生徒、肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の高等部の生徒が帰省する場合の、付添人の交通費の額。年間39往復以内。	○	○	○	○	○	
	⑧ 交流学习費	実費	実費	実費の半額	学校教育の一環として、交流学习に参加する場合の最も経済的で通常の経路による交通費の額。	○	○	○	○	○	○	
寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	⑨ 寝具購入費	5,510	2,755		寄宿舎居住に伴い通常必要とする寝具（布団・毛布・敷布・枕・枕カバー）購入の費用。新たに入舎する時及び3年以上使用し破損等により使用に支障があるもの、または使用に耐えられないと認められる場合に支給。	○	○	○	○	○	○	
	⑩ 日用品等購入費	141,560	70,780		寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品等購入の額。（洗面用品・通信用品・衣料補修用品・厚生修養品・下着類・保健衛生用品・生活必需品等）	○	○	○	○	○	○	
	⑪ 食費	148,850	74,425		寄宿舎で通常支給する1日3回の食事に要する経費	○	○	○	○	○	○	
修 学 旅 行 費	⑫ 本人 修学旅行費	21,580	10,790		小・中・高で各1回参加する修学旅行に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。均一に負担する場合の記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料を含む。	—	—	—	—	—	○	
		⑬ 付添人	33,730	16,865		肢体不自由養護学校の児童生徒、及び肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が参加する修学旅行に、校長の要請により付き添う付添人の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料の額。	—	—	—	—	—	○
	(7) 校外活動等参加費 (1) 宿泊生活学習費	⑭ 本人	18,580	9,290		(ア) 教育課程の一環として、学校外に教育の場を求めて行われる、学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費・見学料の額。 (イ) 基本的な生活態度の習得と社会的適応性の向上を目的に、学校行事として実施される宿泊生活学習に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。	○	○	○	○	○	○
		⑮ 付添人	27,870	13,935		教育計画に、保護者参加の活動である場合の保護者、および「修学旅行（付添人）」の付添人に準じる者の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料の額。	○	○	○	○	○	○
学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費	(7) 学用品購入費	11,640	5,820		児童等が通常必要とする学用品購入の額。 ・ノート、筆記用具等、副読本、練習帳、辞典類、体育用スック靴、実験・実習用材料、作業衣、児童等が学用品として使用するパソコンソフト等そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる学用品 ※原則として、出席日数がない場合は支給できない。	○	○	○	○	○	○	
	(1) 通学用品購入費				児童等が通学のため通常必要とする通学用品購入の額。 ・通学用服（制服等）、靴（夏靴・冬靴・長靴等）、雨具（雨傘・雨合羽・雨靴等）、服飾小物類（手袋・マフラー・帽子等）、コート・ジャンパー等の上着類・そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる通学用品 ※通学の実態がない場合は支給できない。	○	○	○	○	○	○	
	★ 拡大教材費	実費	実費の半額		弱視等の小中学部の児童等が、学校長が必要と認めた授業において副教材として使用する拡大教材購入の費用。 ※北海道教育委員会から通知される児童生徒一人当たりの単価を限度として加算される。	○	○	○	○	○	○	
⑱ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	57,060	28,530		新たに入学する児童等が通常必要とする、新入学に当たっての学用品・通学用品購入の額。 ・通学用品（ランドセル・リュック・手提げ袋等）、学用品購入費に例示する学用品で新入学に当たって必要なものを ※4月中に就学した新1年生のみ支給。	○	—	—	—	—	—		
⑲ オンライン学習通信費	14,000			学校が教育課程に位置づけられる教育・教材と同等として採用したオンライン学習において、保護者等が負担する通信費。（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用） ※オンライン学習期間中のみ支給可能（月1,000円）	○	○	○	○	○	○		

【中学部・支給割合限度額一覧】

参考

		学 部			支 給 割 合 ・ 限 度 額			経費の内容			学 年		
		支 弁 区 分	1 区 分	2 区 分	3 区 分	1	2				3		
② 学校給食費			実費	実費の半額		保護者が負担する学校給食費の額			○	○	○		
交 通 費	③ 通学費 本人		実費	実費	実費	もっとも経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通費の額。公共交通機関の場合、身体障害者手帳等による割引等利用後の定期乗車券の額が基本だが、プリペイドカード等より安価な方法で支給する場合もある。自家用車の場合、1日当たりの経費に出席日数を乗じる。			○	○	○		
		④ 付添人	実費	実費	実費	小1～3までの児童、小4～高等部までの肢体不自由養護学校の児童生徒、小4～高等部までの肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が通学する場合の付添人の交通費の額。（通学費本人経費と同様に算出する。）			○	○	○		
	⑤ 帰省費 本人		実費	実費	実費	寄宿舎居住の児童等が、最も経済的な通常の経路および方法により帰省する場合の交通費の額。公共交通機関の場合、身体障害者手帳等による割引等利用後の額。自家用車の場合、1回当たりの経費に帰省回数に乗じる。年間39往復。			○	○	○		
		⑥ 付添人	実費	実費	実費	小学部・中学部の児童生徒、および肢体不自由養護学校高等部の生徒、肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の高等部の生徒が帰省する場合の、付添人の交通費の額。年間39往復以内。			○	○	○		
	⑦ 職場実習交通費			実費	実費	実費の半額	教育計画に基づき、生徒が教師の指導の下に学校以外の事業所等で、職業教育のため現場（職場）実習に参加する場合の最も経済的な通常の経路による交通費の額。			○	○	○	
	⑧ 交流学习費			実費	実費	実費の半額	学校教育の一環として、交流学习に参加する場合の最も経済的で通常の経路による交通費の額。			○	○	○	
寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	⑨ 寝具購入費		5,510	2,755		寄宿舎居住に伴い通常必要とする寝具（布団・毛布・敷布・枕・枕カバー）購入の費用。新たに入室する時及び3年以上使用し破損等により使用に支障があるもの、または使用に耐えられないと認められる場合に支給。			○	○	○		
	⑩ 日用品等購入費		141,560	70,780		寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品等購入の額。（洗面用品・通信用品・衣料補修用品・厚生修養品・下着類・保健衛生用品・生活必需品等）			○	○	○		
	⑪ 食費		148,850	74,425		寄宿舎で通常支給する1日3回の食事に要する経費			○	○	○		
修 学 旅 行 費	⑫ 修学旅行費 本人		57,720	28,860		小・中・高で各1回参加する修学旅行に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。均一に負担する場合の記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料を含む。			—	—	○		
		⑬ 付添人	82,850	41,425		肢体不自由養護学校の児童生徒、及び肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が参加する修学旅行に、校長の要請により付き添う付添人の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料の額。			—	—	○		
	⑭ 校外活動等参加費 本人	(ア) 校外活動費	24,660	12,330		(ア)教育課程の一環として、学校外に教育の場を求めて行われる、学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費・見学料の額。 (イ)基本的な生活態度の習得と社会的適応性の向上を目的に、学校行事として実施される宿泊生活学習に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。			○	○	○		
		(イ) 宿泊生活学習費	36,980	18,490		教育計画、保護者参加の活動である場合の保護者、および「修学旅行（付添人）」の付添人に準じる者の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料の額。			○	○	○		
⑰ 学用品・通学用品購入費	(ア) 学用品購入費		22,740	11,370		児童等が通常必要とする学用品購入の額。 ・ノート、筆記用具等、副読本、練習帳、辞典類、体育用スック靴、実験・実習用材料、作業衣、児童等が学用品として使用するパソコンソフト等そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる学用品 ※原則として、出席日数がない場合は支給できない。			○	○	○		
	(イ) 通学用品購入費					児童等が通学のため通常必要とする通学用品購入の額。 ・通学用服（制服等）、靴（夏靴・冬靴・長靴等）、雨具（雨傘・雨合羽・雨靴等）、服飾小物類（手袋・マフラー・帽子等）、コート・ジャンパー等の上着類 ・そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる通学用品 ※通学の実態がない場合は支給できない。			○	○	○		
	★ 拡大教材費		実費	実費の半額		弱視等の小中学部の児童等が、学校長が必要と認めた授業において副教材として使用する拡大教材購入の費用。 ※北海道教育委員会から通知される児童生徒一人当たりの単価を限度として加算される。			○	○	○		
⑱ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費			63,000	31,500		新たに入学する児童等が通常必要とする、新入学に当たっての学用品・通学用品購入の額。 ・通学用品（かばん・リュック・手提げ袋等）、学用品購入費に例示する学用品で新入学に当たって必要なもの ※4月中に就学した新1年生のみ支給。			○	—	—		
⑲ オンライン学習通信費			14,000			学校が教育課程に位置づけられる教育・教材と同等として採用したオンライン学習において、保護者等が負担する通信費。（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用） ※オンライン学習期間中のみ支給可能（月1,000円）			○	○	○		

【高等部支給割合限度額一覧】

参考

	学部 支弁区 分	支給割合・限度額			経費の内容	学年				
		1区分	2区分	3区分		1	2	3		
①	教科用図書購入費	実費	実費	実費	正規の手続きにより採択された教科ごとに各1種類の教科書の費用。(知的障害養護学校の保健体育は含まない。)実費は教科用図書の額	○	○	○		
②	学校給食費	実費	実費の半額		保護者が負担する学校給食費の額	○	○	○		
交 通 費	通学費	③ 本人	実費	実費	実費	もっとも経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通費の額。公共交通機関の場合、身体障害者手帳等による割引等利用後の定期乗車券の額が基本だが、プリペイドカード等より安価な方法で支給する場合もある。自家用車の場合、1日当たりの経費に出席日数を乗じる。	○	○	○	
		④ 付添人	実費	実費	実費	小1～3までの児童、小4～高等部までの肢体不自由養護学校の児童生徒、小4～高等部までの肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が通学する場合の付添人の交通費の額。(通学費本人経費と同様に算出する。)	○	○	○	
	帰省費	⑤ 本人	実費	実費	実費	寄宿舎居住の児童等が、最も経済的な通常の経路および方法により帰省する場合の交通費の額。公共交通機関の場合、身体障害者手帳等による割引等利用後の額。自家用車の場合、1回当たりの経費に帰省回数を乗じる。年間39往復。	○	○	○	
		⑥ 付添人	実費	実費	実費	小学部・中学部の児童生徒、および肢体不自由養護学校高等部の生徒、肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の高等部の生徒が帰省する場合の、付添人の交通費の額。年間39往復以内。	○	○	○	
	⑦	職場実習交通費	実費	実費	実費の半額	教育計画に基づき、生徒が教師の指導の下に学校以外の事業所等で、職業教育のため現場(職場)実習に参加する場合の最も経済的な通常の経路による交通費の額。	○	○	○	
	⑧	交流学习費	実費	実費	実費の半額	学校教育の一環として、交流学习に参加する場合の最も経済的で通常の経路による交通費の額。	○	○	○	
	寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	⑨	寝具購入費	5,510	2,755		寄宿舎居住に伴い通常必要とする寝具(布団・毛布・敷布・枕・枕カバー)購入の費用。新たに入舎する時及び3年以上使用し破損等により使用に支障があるもの、または使用に耐えられないと認められる場合に支給。	○	○	○
		⑩	日用品等購入費	141,560	70,780		寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品等購入の額。(洗面用品・通信用品・衣料補修用品・厚生修養品・下着類・保健衛生用品・生活必需品等)	○	○	○
⑪		食費	139,750	69,875		寄宿舎で通常支給する1日3回の食事に要する経費	○	○	○	
修 学 旅 行 費	修学旅行費	⑫ 本人	107,810	53,905		小・中・高で各1回参加する修学旅行に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。均一に負担する場合の記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料を含む。	—	○	○	
		⑬ 付添人	155,760	77,880		肢体不自由養護学校の児童生徒、及び肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が参加する修学旅行に、校長の要請により付き添う付添人の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料の額。	—	○	○	
	(7) 校外活動等参加費	⑭ 本人	24,820	12,410		(ア)教育課程の一環として、学校外に教育の場を求めて行われる、学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費・見学料の額。 (イ)基本的な生活態度の習得と社会的適応性の向上を目的に、学校行事として実施される宿泊生活学習に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。	○	○	○	
		(1) 宿泊生活学習費	⑮ 付添人	37,220	18,610		教育計画、保護者参加の活動である場合の保護者、および「修学旅行(付添人)」の付添人に準じる者の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料の額。	○	○	○
	⑯	職場実習宿泊費	7,520	3,760		生徒が教師の指導の下に学校外の事業所等において、職業教育のための現場(職場)実習に参加する場合の宿泊費の額。	○	○	○	
⑰ 学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費	(7) 学用品購入費	32,270	16,135		児童等が通常必要とする学用品購入の額。 ・ノート、筆記用具等、副読本、練習帳、辞典類、体育用スック靴、実験・実習用材料、作業衣、児童等が学用品として使用するパソコンソフト等そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる学用品 電子拡大器等を購入した場合は、50,000円まで加算される。(☆ICT機器購入加算額) ※原則として、出席日数がない場合は支給できない。	○	○	○		
	(1) 通学用品購入費				児童等が通学のため通常必要とする通学用品購入の額。 ・通学用服(制服等)、靴(夏靴・冬靴・長靴等)、雨具(雨傘・雨合羽・雨靴等)、服飾小物類(手袋・マフラー・帽子等)、コート・ジャンパー等の上着類 ・そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる通学用品 ※通学の実態がない場合は支給できない。	○	○	○		
	☆ ICT 機器購入加算額	50,930	50,930	50,930	学校が学用品としてICT機器等を必要と認め購入した場合、学用品・通学用品購入費の限度額に加算される。※日常生活に必要とするものは対象外。	○	○	○		
⑱	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	63,000	31,500		新たに入学する児童等が通常必要とする、新入学に当たっての学用品・通学用品購入の額。 ・学用品(かばん・リュック・手提げ袋等)、学用品購入費に例示する学用品で新入学に当たって必要なもの ※4月中に就学した新1年生のみ支給。	○	—	—		
⑲	オンライン学習通信費	14,000			学校が教育課程に位置づけられる教育・教材と同等として採用したオンライン学習において、保護者等が負担する通信費。(モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用) ※オンライン学習期間中のみ支給可能(月1,000円)	○	○	○		

学校生活における就学奨励費の支給対象となる行事・物品等一覧

就学奨励費の対象となる行事及び代表的な物品についての該当経費は次のとおりです。

就学奨励費は保護者の方が、生徒の学生生活を送るために負担したことを確認ができた上で、限度額の範囲に基づき、支弁区分に応じて支給されます。提出書類についても記載しましたが、提出書類が「なし」となっている場合、確認のため書類の提出をお願いする場合があります。その際はあらかじめご連絡します。なお、支給対象限度額等は資料2(37～39ページ)、領収書・レシート等の提出が必要な経費の対象品目等は資料3(41ページ～46ページ)で確認願います。

五十音	行事・物品等	就学奨励費の経費名	提出書類	説明	備考	○=支給対象		
						小	中	高
え	遠足でバスを利用した場合	校外活動等参加費	なし	実費の交通費が支給対象。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	○	○	○
き	教科書代	教科用図書購入費	委任状	「委任会計」となるので、委任状を提出。委任状の記入例13ページをご覧ください。		—	—	○
	帰省する時にかかったバス代(交通費)	帰省費	「交通機関利用届」 「自家用車利用願」	寄宿舎生のみ支給。3月の申請書類と一緒に提出。申請書の記入例18ページをご覧ください。※自家用車の場合は車検証のコピーを添付。	※支給限度額あり、年間往復39回まで。	○	○	○
	帰省時に保護者が送迎した場合の交通費	帰省費(付添人経費)	「交通機関利用届」 「自家用車利用願」	小学部・中学部の児童生徒、および肢体不自由養護学校高等部の生徒、肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の高等部の生徒が帰省する場合の、付添人の交通費の額。年間39往復以内。	※支給限度額あり、年間往復39回まで。	○	○	○
	給食費	給食費	委任状	「委任会計」となるので、委任状を提出。委任状の記入例13ページをご覧ください。		○	○	○
け	見学旅行の代金	修学旅行	なし	交通費・宿泊費・見学科・雑費(記念写真代、保険等) ※奨励費の対象となるもので実費負担分を支給。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	○	○	○
こ	校外活動で利用した施設の入場料	校外活動等参加費	なし	実費の交通費及び見学科が支給対象です。 ※限度額があります。また、遊興的な場所への入場料は対象外。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	○	○	○
	交流および共同学習参加のために負担した交流校までの交通費	交流および共同学習費	なし	実費の交通費が支給対象。		○	○	○
し	宿泊研修の代金	校外活動等参加費	なし	交通費・宿泊費・見学科・雑費(記念写真代、保険等) 遊興的な施設等への入場料は対象外。 ※奨励費の対象となるもので実費負担分を支給。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	○	○	○
	職場実習の交通費	職場実習交通費	「交通機関利用届」等	実費の交通費が支給対象。 ※内容によっては、書類の提出が不要な場合がある。		—	○	○
	施設に宿泊し職場実習を行った場合	職場実習宿泊費	領収書等	宿泊を伴う実習を行った場合、朝食と夕食が支給対象。領収書等の提出が必要。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	—	—	○
	食事(寄宿舎で食べた分)代	寄宿舎食費	委任状	寄宿舎生のみ支給。委任会計となるので、委任状を提出。 委任状の記入例13ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	○	○	○
	実習等の道具(材料)や作業着	学用品・通学用品等購入費	「学用品・通学用品購入費申請書」	申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は19～23ページ、該当品目は43～44ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	○	○	○
	辞典	学用品・通学用品等購入費	「学用品・通学用品購入費申請書」	申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は19～23ページ、該当品目は43～44ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	○	○	○
	ジャージ(体育授業用)	学用品・通学用品等購入費	「学用品・通学用品購入費申請書」	申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は19～23ページ、該当品目は43～44ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	○	○	○
せ	制服	新入学学用品・通学用品購入費	「新入学学用品・通学用品購入費」	申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は19～23ページ、該当品目は45～46ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	—	—	○
	寄宿舎で洗濯するために使用する衣類用洗剤	日用品等購入費	「日用品等購入費申請書」	寄宿舎生のみ支給。申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は19～23ページ、該当品目は41～42ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	○	○	○
つ	通学する時にかかった定期代(交通費)	通学費(本人)	「交通機関利用届」 「自家用車利用願」	通学生のみ支給。3月の申請書類と一緒に提出。申請書の記入例17ページをご覧ください。※自家用車の場合は車検証のコピーを添付。	※出席日数に応じて算出。	○	○	○
	通学するために保護者が送迎したときの保護者分の交通費	通学費(付添人経費)	「交通機関利用届」 「自家用車利用願」	小1～3までの児童、小4～高等部までの肢体不自由養護学校の児童生徒、小4～高等部までの肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が通学する場合の付添人の交通費の額。(通学費本人経費と同様に算出する。)	※出席日数に応じて算出。	○	○	○
ふ	ふとん(入学に伴い寄宿舎入所のために新たに購入したもの)	寝具購入費	「寝具購入費申請書」	新1年生の寄宿舎生のみ支給。申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は19～23ページ、該当品目は41ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	○	○	○
	文具類	学用品・通学用品等購入費	「学用品・通学用品購入費申請書」	申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は19～23ページ、該当品目は43～44ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	○	○	○

実費申請の支給対象品目について

原則として、支給対象となるものは、「児童生徒が年度内に学校生活及び寄宿舍生活において使用するため、保護者等がその費用を負担して購入した」もので、各経費の種類に応じた内容にあったものです。

したがって、家庭でも使用するものは支給対象外となります。

購入時期は原則として4月以降に限りますが、例外として新入学学用品・通学用品購入費のみ（新1年生対象）3月に購入したものでも支給対象となります。

なお、この一覧は各経費の支給対象品目の一例です。一覧にあっても経費として認められない場合もあります。また、一覧にないもので対象となる場合もありますので支給対象品目の判断に迷うような場合は、事務室の担当者へご相談ください。

1 寝具購入費

<対象者> 小学部・中学部・高等部の
寄宿舍に入舎するため新たに寝具を購入する児童生徒の1区分・2区分

<対象となるもの>
寄宿舍居住に伴い通常就寝に必要であるため購入した道具

	分類	品名	備考
○ 支給 対象	寝具	布団・布団カバー	
		毛布、タオルケット	
		枕・枕カバー	
		シーツ	防水用も含む
		マット	
		尿もれパット（シート）	日常的に必要な場合のみ対象

2 日用品等購入費

<対象者> 小学部・中学部・高等部の1区分・2区分
（寄宿舍の在舎がない場合は対象外）

<対象となるもの>
寄宿舍居住に伴い購入した必要な日用品等（洗面用雑品、通信用品、衣料補修用品、下着類、厚生修養費、保健衛生費、生活必需品、その他）

	分類	品名	備考
○ 支給 対象	洗面 用 雑 品	バスタオル	
		タオル	
		歯ブラシ	
		歯磨き粉	
		歯磨き用コップ	
		石けん	
		シャンプー・リンス	
		洗面器	

(日用品等購入費の続き)

	分類	品名	備考
○ 支給対象	通信用品	切手	
		はがき	
		封筒・便せん	
	衣料補修用品	針	
		糸	
		補修用布	
		ボタン・ファスナー	
		ネームラベル	
	下着類	パンツ	
		ブラジャー	
		Tシャツ	下着として使用するもののみ対象
		靴下	
		タイツ	
		ストッキング	
		パジャマ	
	厚生修養費	新聞・雑誌(週刊誌・月刊誌)	寄宿舍在舎中のみ対象
		CD・DVD	寄宿舍在舎中のみ対象 タイトルも明記
		児童書・絵本	寄宿舍在舎中のみ対象 タイトルも明記
	保健衛生費	ハンカチ	
		ティッシュペーパー	
		入浴用品	
		生理用品	
		洗濯用洗剤類	
		洗濯用ネット・物干し	
	生活必需品その他	寄宿舍用上履き	
		財布	寄宿舍専用として使用する品物のみ対象
		コップ	
		エプロン、三角巾	
		食器・スプーン等(特殊なもの)	寄宿舍の食器等で対応できない場合のみ対象
		尿もれパット(シート)	日常的に必要な場合のみ対象
		衣装ケース	
	× 支給対象外	ジャージ、トレーナー等衣類	
化粧品			
整髪料			
眼鏡・コンタクトレンズ			
時計			
着替え用衣服			
ベルト			
帰省中の理髪代			
帰省中の雑誌・新聞			
漫画			
布団クリーニング代			
学用品(ノート・筆記用具・ファイル等)			
医薬品類			

※ 「帰省中」とは、帰省のため寄宿舍を離れた時点から、寄宿舍に戻ってきた時点までを意味します。

3 学用品・通学用品購入費

ア. 学用品購入費

＜支給対象者＞ 小学部・中学部得・高等部の第1区分、第2区分

＜支給対象となるもの＞

学校での授業や日課等で必要であるため購入したもの
学校生活のために別途購入し、常時学校において使用しているもの

＜支給対象とならないもの＞

日常生活に必要であり家庭等で使用しているもの

	分類	品名	備考
○ 支給対象	学用品	えんぴつ・ペン・消しゴム	
		ノート・下敷き	
		筆箱	
		クレヨン・色鉛筆	
		のり・テープ	
		はさみ・カッター	
		絵の具・筆	
	体育用品	ジャージ	体育・体力づくり用のみ対象
		Tシャツ	体育・体力づくり用のみ対象
		トレーニングパンツ	体育・体力づくり用のみ対象
		短パン	体育・体力づくり用のみ対象
		運動靴	
		紅白帽	
		水着	プール学習用
		水泳帽	プール学習用
		プール用サンダル	プール学習用
		プール用バスタオル・タオル	プール学習用
		プール用ビニールバック	プール学習用
		スキー・スケート	そり・スキー・スケート学習用
		冬用帽子	そり・スキー・スケート学習用
	冬用手袋	そり・スキー・スケート学習用	
	実験・実習用の材料等	作業用長靴	
		作業用スモック・エプロン	
		作業用軍手	
		工作用材料(折り紙・プラスチック板等)	
		美術用材料(スケッチブック等)	
		家庭科用材料(布・糸等)	
	副読本等	ワークブック	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外
		辞典	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外
		練習帳・学習帳	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外

資料3

(ア. 学用品購入費のつづき)

	分類	品名	備考
○ 支給対象	その他	給食用エプロン・スマック	
		給食用三角巾	
		給食用ナフキン	
		給食用食器・スプーン等(特殊なもの)	学校の食器等で対応できない場合のみ対象
		上靴	
		歯みがき指導用歯ブラシ・コップ	
		手洗い指導用タオル・おしぼり・ハンカチ	
		校外学習用ポーチ・リュック・さいふ	
		ネーム用シール	
		遠足用水筒・リュック	
		手作りエプロン・スマック等の材料(布・ボタン等)	
× 支給対象外		ズボン・シャツ等の衣	体育・体力づくり用以外の衣服は対象外
		着替え用衣服・下着	学校に予備として置く衣服も対象外
		下着・くつした・タイツ・ベルト	
		補装具、車いす	
		眼鏡・補聴器等	

イ. 通学用品購入費

<支給対象者> 小学部・中学部・高等部の第1区分、第2区分

<支給対象となるもの>
学校へ通学するため通学用として購入した通学用品

<支給対象とならないもの>
日常生活に必要であり家庭等で使用しているもの

	分類	品名	備考
○ 支給対象	通学用靴	通学用夏靴	
		通学用冬靴	
		通学用長靴	
	雨具	傘	
		レインコート・かっぱ	
	小物類	帽子	
		手袋・マフラー	
	上着類	ジャンパー	
		コート	
	その他	かばん・リュック	
		名札	
× 支給対象外		ズボン・シャツ等の衣類	体育・体力づくり用以外の衣服は対象外
		下着・くつした・タイツ・ベルト	
		着替え用衣服・下着	
		補装具、車いす	
		眼鏡・補聴器等	

4 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

＜支給対象者＞ 4月中に就学した新1年生（専攻科除く）で、第1区分または第2区分

＜支給対象となるもの＞

新たに入学する児童等が新入学にあたって購入した学用品・通学用品
 （学用品・通学用品の内容は学用品購入費・通学用品購入費と同じ）
 ※購入時期は原則として新入学時期（4～5月頃をめやす）に限ります。
 ただし、季節用品（通学用冬物ジャンパー・防寒具等）については購入可能な時期に
 購入した場合でも申請できます。

＜支給対象とならないもの＞

新入学時期以外に購入した学用品・通学用品
 （ただしそれらの学用品等は学用品購入費等で申請可能な場合があります）
 日常生活に必要であり家庭等で使用しているもの

	分類	品名	備考
○ 支給対象	学用品	えんぴつ・ペン・消しゴム	
		ノート・下敷き	
		筆箱	
		クレヨン・色鉛筆	
		のり・テープ	
		はさみ・カッター	
		絵の具・筆	
	体育用品	ジャージ	体育・体力づくり用のみ対象
		Tシャツ	体育・体力づくり用のみ対象
		トレーニングパンツ	体育・体力づくり用のみ対象
		短パン	体育・体力づくり用のみ対象
		運動靴	
		紅白帽	
	実験・実習用の材料、作業衣等	作業用長靴	
		作業用スモック・エプロン	
		作業用軍手	
		工作用材料(色紙・プラスチック板等)	
		美術用材料(スケッチブック等)	
		家庭科用材料(布・糸等)	
	副読本等	ワークブック	授業で使用する品物のみ対象、家庭学習用は対象外
		辞典	授業で使用する品物のみ対象、家庭学習用は対象外
		練習帳・学習帳	授業で使用する品物のみ対象、家庭学習用は対象外
	その他の学用品	給食用エプロン・スモック	
		給食用三角巾	
		給食用ナフキン	
		給食用食器・スプーン等(特殊なもの)	学校の食器等で対応できない場合のみ対象
		歯みがき指導用歯ブラシ・コップ	
		手洗い指導用タオル・おしぼり・ハンカチ	
		校外学習用ポーチ・リュック・さいふ	
		ネーム用シール	
遠足用水筒・リュック			
手作りエプロン・スモック等の材料(布・ボタン等)			

(新入学児童生徒学用品・通学用品購入費のつづき)

	分類	品名	備考
○ 支給対象	上靴・通学用靴	上履き	
		通学用夏靴	
		通学用冬靴	
		通学用長靴	作業学習用の長靴は学用品対象
	雨具	傘	
		レインコート・かっぱ	
	小物類	帽子	
		冬用帽子	
		手袋・マフラー	
	上着	ジャンパー、コート	
		冬用ジャンパー、コート	
	通学その他用品	制服に準ずるジャケット、式服	ベルト・くつした・タイツ等は対象外
		かばん・リュック・ポーチ	
		名札	
		手作り通学カバン等の材料(布・ボタン等)	
	× 支給対象外	ズボン・シャツ等の衣服	体育・体力づくり用ジャージ等以外の衣服は対象外
下着・くつした・タイツ・ベルト			
着替え用衣服・下着			
補装具			
眼鏡・補聴器等			
車いす			

☆五十音順 品目別 支給対象・非対象 品目早見表☆

この一覧に掲載されていても、購入時期・使用内容・購入数等によって非対象となる場合があります。

項目の略称

○請求経費の略	「日用品等」	⇒	「日用品等購入費」
	「寝具」	⇒	「寝具購入費」
	「学用・通学用品」	⇒	「学用品・通学用品購入費」
	「新入学」	⇒	「新入学学用品・通学用品購入費」
○対象者の略	「全学年」	⇒	幼稚園部・小学部・中学部・高等部の全学年
	「1年」	⇒	小学部・中学部・高等部の新1年生（4月入学）

なお、専攻科は日用品等購入費（日用品等）のみ該当します。

【あ〜か】

五十音	品名	備考	対象=○ 非対象=×	請求経費	寄宿舎 生のみ 対象	対象者	分類
あ	雨かっぱ	通学用	○	学用・通学用品		全学年	雨具
				新入学		1年	雨具
い	衣装ケース		○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	糸（衣料補修用）		○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	糸（教材）	授業等の学習材料	○	学用・通学用品		全学年	実習材料
	衣服	学校に予備として置く衣服も対象外	×				
	医薬品類		×				
う	上靴		○	学用・通学用品		全学年	上靴
	上履き（寄宿舎用）		○	新入学		1年	上靴・通学用靴
				日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
運動靴	体育授業用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品	
え	絵の具・筆	授業用	○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	エプロン・スマック（寄宿舎用）	寄宿舎での食事の際に必要と認められるとき。	○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	エプロン・スマック（給食用）	給食用	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	エプロン・スマック（作業・実習用）	学校の授業で使用するものに限る	○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の材料・作業衣等
				新入学		1年	実験・実習用の材料・作業衣等
エプロン・スマック（手作り）等の材料	布・ボタン等。	○	学用・通学用品		全学年	その他	
えんぴつ・ペン		○	学用・通学用品		全学年	学用品	
			新入学		1年	学用品	
お	おしぼり（手洗い指導用）	学習指導上必要と認められる場合のみ。	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	お菓子		×				
か	傘	通学用	○	学用・通学用品		全学年	雨具
				新入学		1年	雨具
	かっぱ	通学用	○	学用・通学用品		全学年	雨具
				新入学		1年	雨具
	カッター	授業用	○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	カットソー等の衣類		×				
家庭科用材料（布・裁縫道具等）	授業・実習用	○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の材料・作業衣等	
			新入学		1年	実験・実習用の材料・作業衣等	
かばん・リュック	通学用	○	学用・通学用品		全学年	その他	
			新入学		1年	その他の通学用品	
カバン（手作り）等の材料	通学用	○	学用・通学用品		全学年	その他の通学用品	
			新入学		1年	その他の通学用品	

【き～し】

五十音	品名	備考	対象=○ 対象外=×	請求経費	寄宿舍 生のみ 対象	対象学年	分類
き	切手		○	日用品等	寄宿○	全学年	通信用品
	巾着袋	実習用エプロン・給食用エプロン等収納用。	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	
く	靴（通学用）	夏用・冬用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	通学用靴 上靴・通学用靴
	靴（上靴）		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	上靴 上靴・通学用靴
	靴下		○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
	車いす		×				
	クリーニング代		×				
	クレヨン・色鉛筆	授業・学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	学用品 学用品
	軍手（作業用）	実習・授業用	○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の材料・作業衣等
け	消しゴム		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	学用品 学用品
	化粧品、クリーム等		×				
こ	工作用材料(色紙・プラスチック板等)		○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の材料、作業衣等
	紅白帽		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 体育用品
	コート	通学用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	上着類 上着
	コップ（歯磨き用）	寄宿舍用	○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	コップ（学校での歯磨き指導用）	学習指導上必要と認められる場合のみ。	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 体育用品
	コンタクトレンズ		×				
さ	財布	校外学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	三角巾（寄宿舍用）	寄宿舍での食事の際に必要と認められるとき。	○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	三角巾（給食用）		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	雑誌（週刊誌・月刊誌）	寄宿舍在学中のみ対象	○	日用品等	寄宿○	全学年	厚生修養費
	サンダル（プール用）	プール学習に必要な場合のみ	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
し	シーツ		○	日用品等 寝具購入	寄宿○ 寄宿○	全学年 全学年	寝具カバー類 寝具カバー類
	下敷き		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	学用品 学用品
	下着類（学校着換用）	学校に予備として置く衣服も対象外	×				
	下着類（寄宿舍用）	寄宿舍で使用するもの	○	日用品等		全学年	下着類
	辞典	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	副読本等 副読本等
	シャンプー・リンス	寄宿舍で使用するもの	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	食器・スプーン等 （寄宿舍用・特殊なもの）	寄宿舍の食器等で対応できない場合のみ対象	○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	食器・スプーン等 （給食用・特殊なもの）	学校の食器等で対応できない場合のみ対象	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	ジャージ	体育授業・体力づくり用のみ対象	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	体育用品 体育用品
	ジャンパー	通学用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	上着類 上着
	シャツ（肌着・下着）		○	日用品等		全学年	下着

【し〜と】

五十音	品名	備考	対象=○ 対象外=×	請求経費	寄宿舎生 のみ対象	学年	分類
し	シャツ・ブラウス・カットソー等の衣服		×				
	ジュース（飲料用）		×				
	消臭剤・防虫剤等		×				
	新聞	寄宿舎在舎中のみ対象、帰省中は非対象。	○	日用品等	寄宿○	全学年	厚生修養費
す	水泳帽	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	水筒	遠足・校外学習用	○	学用・通学用品		全学年	その他
	スキー	そり・スキー学習用	○	学用・通学用品		1年	その他の学用品
	ストッキング	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
	ズボン等の衣服		×				
せ	制服に準ずるジャケット、私服	ベルト・くつした・タイツ等は対象外	○	新入学		1年	その他の通学用品
	生理用品	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	石けん	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	洗面器	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	洗濯用洗剤類	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	洗濯用ネット・物干し	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	整髪料、制汗剤		×				
そ	装具（靴・眼鏡等）		×				
た	タイツ		○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
	タイマー		×				
	タオルケット	寄宿舎用	○	寝具	寄宿○	全学年	寝具
	タオル	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	タオル（手洗い指導用）	学習指導上必要と認められる場合。	○	学用・通学用品		全学年	その他
	短パン	体育・体力づくり用のみ対象	○	学用・通学用品		1年	その他の学用品
ち	ちりかみ		○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	爪切り	寄宿舎生活用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
て	ティッシュペーパー		○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	Tシャツ（体育授業用）	体育・体力づくり用のみ対象	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	Tシャツ（下着用）	下着として使用するもののみ対象	○	日用品等	寄宿○	1年	体育用品
	テープ		○	学用・通学用品		全学年	下着類
	手袋（冬用・授業用）	そり・スキー学習用	○	学用・通学用品		1年	学用品
	手袋（通学用）		○	学用・通学用品		全学年	学用品
と	道具箱	学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	時計		×			1年	体育用品
	トレーニングパンツ	体育・体力づくり用のみ対象	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	体育用品

【な～ほ】

	品名	備考	対象＝○ 対象外＝×	請求経費	寄宿舎生 のみ対象	学年	分類
な	長靴（作業学習用）		○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の 材料・作業衣等
				新入学		1年	上靴・通学用靴
	長靴（通学用）		○	学用・通学用品		全学年	通学用靴
				新入学		1年	上靴・通学用靴
	名札		○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の通学用品
ナフキン（給食用）		○	学用・通学用品		全学年	その他	
			新入学		1年	その他の学用品	
名前ラベル	布用	○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品	
名前シール		○	学用・通学用品		全学年	その他	
			新入学		1年	その他の学用品	
に	入浴用品	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
の	ノート（学習用）		○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	ノート（連絡帳用）		×				
のり		○	学用・通学用品		全学年	学用品	
			新入学		1年	学用品	
は	はがき		○	日用品等	寄宿○	全学年	通信用品
	はさみ		○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	バスタオル	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	バスタオル・タオル （プール学習用）	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	体育用品
	歯ブラシ（寄宿舎用）		○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	歯ブラシ（歯磨き指導用）	指導上必要と認められる場合のみ。	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	歯磨き粉	寄宿舎用のみ	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	歯磨き用コップ	寄宿舎用のみ	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	バック（ビニール製）	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	針		○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	パジャマ	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
ハンカチ（寄宿舎用）		○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費	
ハンカチ（手洗い指導用）	指導上必要と認められる場合のみ。	○	学用・通学用品		全学年	その他	
			新入学		1年	その他の学用品	
パンツ	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類	
ひ	美術用材料（スケッチブック等）		○	新入学		1年	実験・実習用の 材料、作業衣等
便せん・封筒		○	日用品等	寄宿○	全学年	通信用品	
ふ	布団		○	寝具	寄宿○	全学年	寝具
	布団カバー		○	日用品等	寄宿○	全学年	寝具
				寝具	寄宿○	全学年	寝具
	布団クリーニング代		×				
	筆箱・ペンケース		○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	プール用サンダル	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	学用品
	プール用ビニールバック	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	学用品
プール用バスタオル・タオル	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品	
			新入学		1年	学用品	
ブラウス等の衣類		×					
ブラジャー		○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類	

【へ～わ】

五十音	品名	備考	対象=○ 対象外=×	請求経費	寄宿舎生 のみ対象	学年	分類
へ	ヘッドホン		×				
	ベルト		×				
ほ	補修用布		○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	芳香剤、消臭剤等		×				
	補装具		×				
	補聴器等		×				
	ポーチ	校外学習用	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	ボタン・ファスナー		○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	帽子（そり・スキー授業用）		○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	帽子（通学用）		○	学用・通学用品		全学年	小物類
新入学					1年	小物類	
ボディソープ	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品	
ま	枕、枕カバー		○	日用品等	寄宿○	全学年	その他
				寝具	寄宿○	1年	寝具
	漫画		×				
マフラー		○	学用・通学用品		全学年	小物類	
			新入学		1	小物類	
み	水着	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
め	眼鏡		×				
も	毛布		○	寝具	寄宿○	1年	寝具
り	理髪代（帰省中）		×				
	リュック（通学用）	通学で使用しているもの	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
リュック	遠足・校外学習用	○	学用・通学用品		全学年	その他	
			新入学		1年	その他の学用品	
れ	練習帳・学習帳	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外	○	学用・通学用品		全学年	副読本等
				新入学		1年	副読本等
	連絡帳		×				
	レインコート	通学用	○	学用・通学用品		全学年	雨具
新入学					1年	雨具	
わ	ワークブック	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外	○	学用・通学用品		全学年	副読本等
				新入学		1年	副読本等

特別支援教育就学奨励費についてご不明な点につきましては、
北海道釧路養護学校事務室 就学奨励費担当者 までお問い合わせ
ください。

北海道釧路養護学校

住所 〒085-0054
北海道釧路市暁町11番1号
電話 (0154) 25 - 3439
FAX (0154) 25 - 3439

令和 8年 2月 20日 発行